

岐阜県緊急時モニタリング計画（案）の概要

1 計画策定の背景

- 原子力災害対策指針において、関係自治体は、あらかじめ「緊急時モニタリング計画」を作成することを義務づけ
 - ※国は、県の緊急時モニタリング計画等をもとに、原子力災害発生時に実際に行う緊急時モニタリングの内容（測定目的・項目）を定めた緊急時モニタリング実施計画を作成
- 県地域防災計画においても、緊急時モニタリングの実施方法等を「緊急時モニタリング計画」並びにその詳細を記すマニュアルで定める旨を規定
- 今年度、原子力規制庁が、国の方針と整合性のとれた緊急時モニタリング計画を作成させるための要領を制定 → これに準拠する形で、県の緊急時モニタリング計画を作成

2 計画の概要

1. 目的	
・緊急時モニタリングの体制の整備及び基本的事項等について定め、国の統括のもと、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施	
2. 基本的事項	
・施設敷地緊急事態において、「緊急時モニタリングチーム」を設置し、国の緊急時モニタリングセンター（EMC）へ参画	
・EMC設置後は、国の統括のもとで緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じ県独自モニタリングを実施	
3. 緊急時モニタリング等の体制	
・EMCは原子力規制庁、岐阜県、福井県、滋賀県等で構成（別図参照）	
4. 緊急時モニタリング等の体制の整備	
・県マニュアルにおいて必要な要員及び資機材等を規定	
5. 協力要請	
・県防災計画に基づき、必要に応じて県内市町村に対して職員の派遣等必要な協力を要請	
6. 緊急時の対応	
情報収集事態	・平常時モニタリング（固定観測局の監視）を継続
警戒事態	・平常時モニタリングの監視強化、EMCへの要員派遣の準備、緊急時モニタリングの準備
施設敷地緊急事態	・緊急時モニタリングチームの設置、EMCへの要員派遣、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施、必要に応じ県独自モニタリングを実施
全面緊急事態	・施設敷地緊急事態と同様に実施
中期モニタリング	・初期モニタリング項目を充実、住民等の被ばく線量を推定
復旧期モニタリング	・空間線量率等の経時的な変化を継続的に把握
7. モニタリング結果の確認及び公表	
・緊急時モニタリング結果は、EMCに集約し、異常の有無や妥当性を確認	
・緊急時モニタリング結果の公表	
〔EMC設置前〕 県は、ホームページ等で速やかに公表	
〔EMC設置後〕 国が、モニタリング結果を解析・評価し、ホームページ等で公表。県は、国が解析・評価した結果をホームページ等で公表	
8. モニタリング要員の被ばく管理	
・県防災計画に基づき、モニタリング要員の安全を確保	
9. その他	
・中期・復旧期モニタリングは、今後の検討結果を踏まえ改定	